# 自主防災組織育成事業補助金交付要網を「次正」しました。

#### 改正の理由

これまで、自主防災組織育成事業補助 金交付要綱に定める防災資機材整備事業 については各団体につき1回限りの補助 金の交付としておりましたが、資機材の 経年劣化や、新たな資機材ニーズ等の観 点から、補助金請求から5年経過した年 度の翌年度から、補助金を再度申請・交 付できるようになりました。

## 補助対象

O <u>情報収集伝達活動資機材</u> 携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器、災 害用監視カメラなど

- O <u>消火活動資機材</u> 消火器、三角消火バケツなど
- O 水防活動資機材 防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、 土のう、杭など
- **ク 救出活動資機材**ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、投光器、 大バール、大ハンマー、可搬式発電機、 コードリール、ロープなど
- O <u>救護活動資機材</u> 担架、救急セット、毛布、シートなど
- O <u>生活維持活動</u> 炊飯設備、組立テント、非常食、飲料水など
- その他資機材 防災上有効なものとして市長が認める資機材

#### 防災資機材整備事業とは

自主防災組織が活動する上で必要な、防災資機 材を購入・整備するに際して、その購入費用に対し て補助率3分の2以内、補助金限度額(300世帯 未満20万円、300世帯以上30万円)の範囲で補 助金を交付して、防災資機材の整備を促進する事業 です。

### 補助金申請の流れ

1 購入物品の選定

ホームセンターやインターネットなどで見積書などの資機材と金額がわかる書類を準備します。

2 補助金交付申請書の提出

見積書などを添付した補助金交付申請書を提出 します。 審査後に、市から補助金交付決定通知書 が送付されます。

3 事業報告書の提出

補助金交付決定通知書が届いたら、資機材を購入し、資機材の写真と領収書の写しを添付した事業報告書を提出します。審査後に、市から補助金額確定通知書が送付されます。

4 請求書の提出

補助金額確定通知書が届いたら、振込先口座 等を記載した請求書を提出します。

5 補助金の交付

市から補助金が指定の口座に振り込まれます。

### 改正のイメージ

平成30年4月1日 防災資機材整備事業の 補助金を申請



令和5年4月1日 前回申請から<mark>5年経過</mark> 保存食等の 保存期限切迫 令和 6 年度から 防災資機材整備事業 の補助金の

再申請可能

山口市総務部防災危機管理課 山口市亀山町2番1号

TEL: 083-934-2723/FAX: 083-934-2958



申請様式は防災危機管理課のページから ダウンロードできます。